

地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期計画策定支援業務 プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、地方独立行政法人法第26条に基づき作成する地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期計画の策定支援業務の事業者（以下「受託者」という。）選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

業務名称	地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期計画策定支援業務
業務内容	令和7年4月から4年間の地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期計画の策定支援を行うもの。 詳細は「地方独立行政法人市立大津市民病院第3期中期計画策定支援業務業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。
業務期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
病院概要	名 称 地方独立行政法人 市立大津市民病院 所 在 地 滋賀県大津市本宮二丁目9番9号 外来受付 8時30分～11時30分 休 診 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（救急診療は24時間365日体制） 診療科目 30診療科 病 床 数 401床（一般病床393床、感染症病床8床） 面会時間 平日：13時～19時、休日：10時～19時 患 者 数 入院：100,724人（令和4年度） 外来：180,871人（令和4年度） 職 員 数 883人（令和6年1月1日現在）

3. 予算額 8,800,000円（税込）

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式による。

5. スケジュール

令和6年	2月 6日（火）	公募及び資料配付開始
令和6年	2月20日（火）	質問票の提出期限
令和6年	2月22日（木）	質問票の回答期限（予定）
令和6年	3月 1日（金）	企画提案書等提出期限
令和6年	3月 7日（木）	プレゼンテーション審査の実施
令和6年	3月11日（月）	審査結果通知

6. 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、この告示の日から審査の日までにおいて、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人市立大津市民病院契約規程第4条第4項に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 本プロポーザルに参加する他の事業者との間に、次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ（ア）にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (ウ) (ア) 又は (イ) と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア) から (ウ) までと同視しうる関係にあると認められる場合

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(7) 過去5年以内に300床以上の急性期病院に対して経営改善計画策定支援業務実績を有する者であること。

7. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下の手順に従い質問書を提出すること。質問への回答は、市立大津市民病院ホームページにおいて実施する。

なお、電話及び訪問による口頭での質問や、受付期間終了後に提出された質問は受け付けない。

(1) 受付期間 令和6年2月6日（火）から同2月21日（水）12時15分まで

(2) 提出様式 「実施要領等に関する質問書」とし、様式は問わない。

(3) 提出方法 質問書の郵送、持参、電子メール又はFAXによる提出

（電子メールの場合は、件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦8桁）. 会社名」を入力し、添付を1ファイルにまとめて送信すること。）

(4) 提出先 〒520-0804 大津市本宮二丁目9番9号

市立大津市民病院 事務局 施設契約課 契約係

(5) FAX 番号 077-521-5414

(6) E-mail och1040@och.or.jp

(7) 回答日 令和6年2月26日（月）予定

(8) HPアドレス <https://www.och.or.jp>

8. 参加申込の手続き

プロポーザルへの参加を希望する者は、市立大津市民病院契約規程、本要領及び仕様書等の内容を理解した上で、以下の書類を提出すること。

なお、令和5年度の天津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、下記カ～コの書類については提出不要とする。

- (1) 提出期間 令和6年3月1日(金)午後5時15分まで
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土、日及び休日は除く。)
- (3) 提出書類
- | | | |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ア | 参加申込書【様式1】 | 1部 |
| イ | 企画提案書(任意様式) | 14部 |
| ウ | 申請者の概要【様式2】 | 14部 |
| エ | 委任状【様式3】 | 1部 |
| オ | 見積書(任意様式) | 14部 |
| カ | 完納証明書 | 1部 |
| | i 本店に係る市町村税分(当該市町村発行) | |
| | ii 支店、営業所等が天津市に存する場合には天津市税分
(天津市発行) | |
| | iii 消費税及び地方消費税分(税務署発行) | |
| | ※ i 及び ii は直近1年度分の納期が到来した全ての税目とする。 | |
| キ | 印鑑証明 | 1部 |
| ク | 記載事項証明書(本店直轄の法務局発行) | 1部 |
| | なお、各証明書については、発行日が3か月以内のものとし、写しも可とする。 | |
| ケ | 暴力団の排除に係る誓約書兼承諾書【様式4】 | 1部 |
| コ | 役員名簿(指名、ふりがな、性別、生年月日が記載されているもの。) | 1部 |
| サ | 経営改善計画策定支援業務実績書(任意様式)
(過去5年以内に300床以上の急性期病院に対して経営改善計画策定支援業務実績を有する者であることが証明できるもの。) | 14部 |
- (4) 提出場所 〒520-0804 天津市本宮二丁目9番9号
市立天津市民病院法人事務局 施設契約課 契約係
- (5) 提出方法 持参または郵送(提出期限内必着)に限る。
郵送により提出する場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については申請者のリスク負担とする。
- (6) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。

9. 企画提案書記載事項

企画提案書の内容は以下の項目を基本事項とし、仕様書の内容を網羅すること。

(1) 業務実施体制とスケジュール

- ・業務実施体制
- ・病院と申請者との役割分担とスケジュール
- ・担当者紹介(業務実績等)

(2) 現状把握及び分析

- ・内部環境現状把握方法(外部環境調査は令和4年度第2期中期計画変更時におこなったものを)

使用するため不要とする。)

- ・分析方法（同規模医療機関の収入および支出構造からみた当院分析方法等）

(3) 地域医療政策と整合した経常利益ゼロ以上に向けた分析と対策

- ・分析結果への対策立案方法
- ・個別具体的な収入増加、支出軽減策案（各1例程度）

(4) 中期計画策定に係る支援の論点と方法

(5) 費用について

- ・内訳と積算内容

(6) 自由提案

- ・仕様書に定める事項以外の提案

10. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。また、応募者が多数の場合は、一次審査として書類審査を設けることがある。

(1) 一次審査（応募者多数の場合）

- ア 審査方法 書類審査
- イ 審査日 未定
- ウ 審査基準 下記項目を基本に審査

①申請者の概要

- ・申請者の経営基盤、業務実績

②企画内容

- ・企画内容の創意工夫
- ・内外状況の分析方法
- ・市場予測方法
- ・仕様書記載事項以外での特筆できる提案

③管理体制

- ・業務遂行のための人員配置等、実施体制

④事業経費

- ・見積額は企画、提案内容に見合っているか

(2) 企画提案書の審査

- ア 審査方法 企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。
- イ 審査日 令和6年3月7日（木）予定（一次審査なしの場合）
- ウ 審査順 企画提案書等を提出された順に審査
- エ 発表時間 20分程度
- オ 質疑応答 10分程度
- カ 会場等 大津市本宮二丁目9番9号 大津市民病院本館9階 会議室2

※詳細な時間は、企画提案書等を提出した者（一次審査を行った場合は、当該審査に合格した者）に対して別途通知する。

キ 機材等 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ市立大津市民病院が準備したプロジェクターを利用することができる。

1 1. 受託候補者の選定及び審査結果の通知

プロポーザル審査委員会は、審査基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して、受託候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかに、審査を受けた全ての申請者に対して文書にて通知する。

1 2. 提出書類の取り扱い

- ・提出された全ての書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ・提出後の内容の変更、追加及び削除は認めない。
- ・提出後の再提出は受け付けない。
- ・当院が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。
- ・企画提案書の提出は、1 提案者につき 1 案とする。
- ・企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等については、当院が必要と認める場合には、あらかじめ通知をした上で、その一部又は全部を無償で使用（複製、転帰または転写）することができるものとする。

1 3. 契約の締結

審査の結果、最優秀と評価された提案者と協議を行い、契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、第 2 位以下の次点提案者から順に繰り上げて協議を行う。

- ア 6. 参加資格 に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- イ 契約の交渉が成立しないとき、または最優秀提案者が辞退したとき。
- ウ 提出書類に虚偽の記載を行ったことが判明したとき。
- エ その他の理由により契約を締結することが不可能となったとき。

1 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て申請者の負担とする。やむを得ない理由により当院が本プロポーザルを実施することができないと判断するときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、申請者が本プロポーザル方式に要した費用を当院に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに「【様式 5】 辞退届」を提出すること。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出期限、提出先、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合

(5) 申請者は、本プロポーザルの申請のために得た情報について、第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。

(6) 申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、委託者は契約の取り消しを行うことができる。この場合は、本業務の実施に係る費用については、受託者が負担するものとする。

受託者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否等について、当院と受託者との間で協議を行うものとする。

(8) 企画提案書及びプレゼンテーションにおいて提案されたものは、追加費用なく確実に提案内容を実行すること。

15. 問い合わせ先

地方独立行政法人市立大津市民病院 事務局 施設契約課 契約係

TEL : 077-526-8517

FAX : 077-521-5414

メールアドレス : och1040@och.or.jp